

平成23年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会) 説明資料

平成24年1月20日(金)
厚生労働省医薬食品局食品安全部

■ 食品中の放射性物質への対応

●これまでの対応

■ 食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定
(23年3月17日)



■ 食品中の放射性物質に関する検査

地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日)
(検査実施状況：89,786件、うち暫定規制値超過1,048件)（1月11日時点）

※ 現在では、放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品
から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている



■ 暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、
同一ロットの食品を回収、廃棄（23年3月19日～）



■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を
踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限
等を指示（23年3月21日～）



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

解除の条件（放射性セシウム）

直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、
すべて暫定規制値以下

〈食品中の放射性物質の暫定規制値〉

核種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（ベクレル/kg）
放射性ヨウ素	飲料水
	牛乳・乳製品 注2)
	野菜類（根菜、芋類を除く。）
	魚介類
放射性セシウム	飲料水
	牛乳・乳製品
	野菜類
	穀類
	肉・卵・魚・その他

注1) ウラン、ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。

注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

〈出荷制限の対象となっている食品（1月11日時点）〉

県名	出荷制限品目
福島県	（一部地域） 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、 原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 キノコ類（野生のものに限る。）、たけのこ、くざそてつ（ごごみ）、ウメ、ユズ、 クリ、キウイフルーツ、米（平成23年産）、ヤマメ（養殖を除く。）、ウグイ、 アユ（養殖を除く。）、イノシシ肉、クマ肉 等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉 注)
茨城県	（一部地域）原木シイタケ（露地・施設栽培）、茶（全域）イノシシ肉 注)
栃木県	（一部地域）茶、原木クリタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培） (全域) 牛肉 注)、イノシシ肉 注)、シカ肉
千葉県	（一部地域）原木シイタケ（露地栽培）、茶
神奈川県	（一部地域）茶
群馬県	（一部地域）茶
宮城県	（全域）牛肉 注)
岩手県	（全域）牛肉 注)

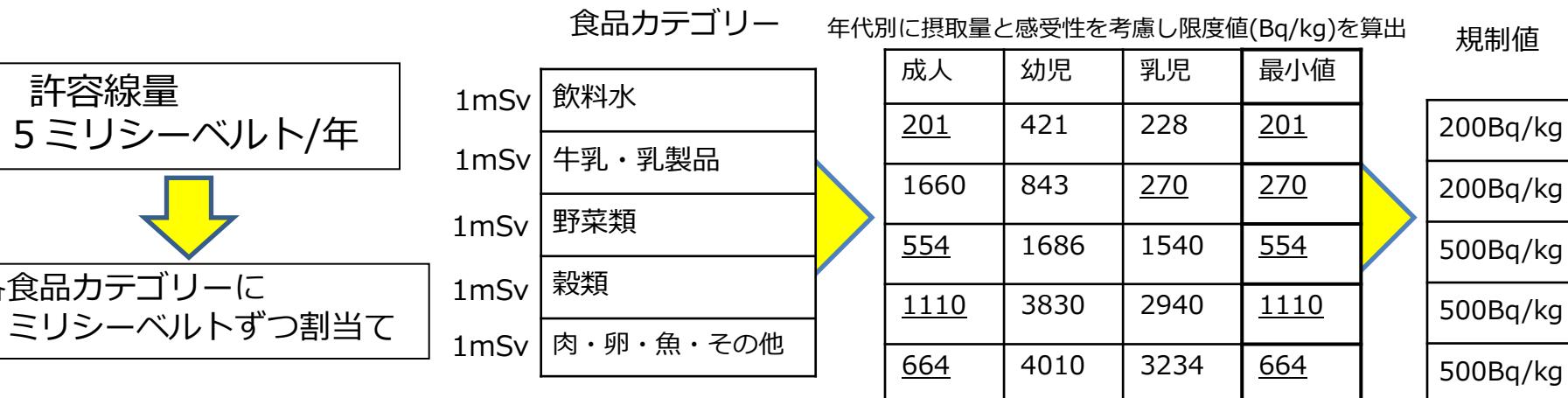
注) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については
一部解除

■ 食品の暫定規制値の考え方等について

○食品衛生法に基づく放射性物質に関する現行の暫定規制値については、原子力安全委員会が、原子力発電所事故等を想定した「原子力施設等の防災対策について」の中で示している「飲食物摂取制限に関する指標」に沿って、以下の考え方により設定されている。

- ①食品からの被ばくに対する年間の許容線量を放射性セシウムについては、5 mSvと設定し、食品カテゴリーごとに割当てを行う。
- ②汚染された食品を食べ続けた場合等の前提条件を置いた上で、設定した線量を超えないよう、食品カテゴリーごとの摂取量等をもとに、規制値 (Bq/kg)を算出。
※成人、幼児、乳児それぞれの摂取量や感受性にも配慮し、年代別に得られた限度値の中で最も厳しい数値を全年齢に適用。

例) 現行の暫定規制値における、放射性セシウムに係る規制値の設定方法



■ 食品の新たな基準値の設定について

1. 見直しの考え方

- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないとして一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量 5ミリシーベルトから年間 1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で 4 区分とする。

2. 基準値の見直しの内容

■ 放射性セシウムの暫定規制値

飲料水	200 ベクレル/kg
牛乳・乳製品	200 ベクレル/kg
野菜類	500 ベクレル/kg
穀類	500 ベクレル/kg
肉・卵・魚・その他	500 ベクレル/kg

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



■ 放射性セシウムの新基準値

飲料水	10 ベクレル/kg
牛乳	50 ベクレル/kg
乳児用食品	50 ベクレル/kg
一般食品	100 ベクレル/kg

※放射性ストロンチウム等を含めて基準値を設定

※ 新基準値は24年4月施行予定。一部品目について経過措置を設定

■ 食品区分の範囲について

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	<ul style="list-style-type: none">①全ての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10 Bq/kg）を提示③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能	<ul style="list-style-type: none">○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	<ul style="list-style-type: none">○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	<ul style="list-style-type: none">○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
牛乳	<ul style="list-style-type: none">①子どもの摂取量が特に多い②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	<ul style="list-style-type: none">○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料
一般食品	<p>以下の理由により、「一般食品」として一括して区分</p> <ul style="list-style-type: none">①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能②国民にとって、分かりやすい規制③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合	<ul style="list-style-type: none">○上記以外の食品

■ 規制対象とする放射性核種の考え方について①

● 規制の対象とする核種

規制の対象は、福島原発事故により放出した放射性核種のうち、原子力安全・保安院がその放出量の試算値リストに掲載した核種で、半減期1年以上の放射性核種全体（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）とする。

※半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素や、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値は設定しない。

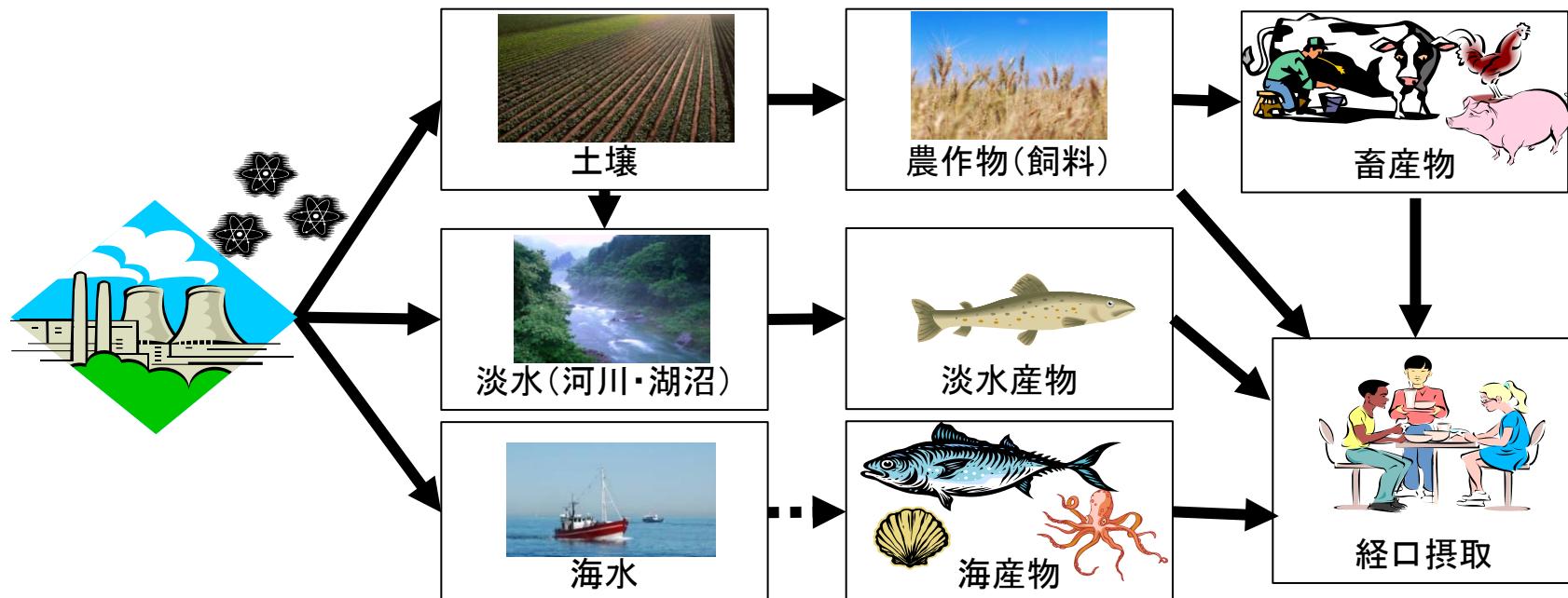
規制対象核種	(物理的)半減期
セシウム134	2.1年
セシウム137	30年
ストロンチウム90	29年
プルトニウム	14年～
ルテニウム106	367日

■ 規制対象とする放射性核種の考え方について②

● 基準値設定の考え方

放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）は、測定に時間がかかるため、移行経路ごとに各放射性核種の移行濃度を解析し、産物・年齢区分に応じた放射性セシウムの寄与率を算出し、合計して1mSvを超えないように放射性セシウムの基準値を設定する。

※放射性セシウム以外の核種の線量は、例えば19歳以上で約12%。



「一般食品」の基準値の考え方

- 食品中の放射性物質（放射性セシウム134及び137、ストロンチウム90、ルテニウム106、プルトニウム）からの線量が年間1 mSvを超えないように設定する。
- この際、放射性セシウム以外の核種は、測定に時間がかかるため、放射性セシウムとの比率を算出し、合計して1 mSvを超えないように放射性セシウムの基準値を設定する。

年齢区分別の摂取量と換算係数を考慮し限度値を算出

介入線量レベル
1 mSv/年

飲料水の線量を引く

一般食品に割り当てる
線量を決定

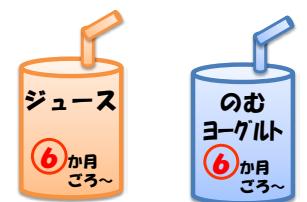
年齢区分	摂取量	限度値(Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
最小値		120

基準値
100 Bq/kg

<「飲料水」の線量 = 飲料水の基準値(Bq/kg) × 年齢区分別の飲料水の摂取量 × 年齢区分別の線量係数>

- 飲料水については、WHOが示している基準に沿って、年間線量を約0.1mSv、基準値を10 Bq/kgとする。
- 一般食品に割り当てる線量は、介入線量レベル（1 mSv/年）から、「飲料水」の線量（約0.1 mSv/年）を差し引いた約0.9 mSv/年となる。
- 当該線量を年齢区分別の年間摂取量と換算係数で割ることにより、限度値を算出する（この際、流通する食品の50%が汚染されているとする）。

「乳児用食品」の範囲について

カテゴリー	含まれる食品の範囲
<ul style="list-style-type: none">● 健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	<ul style="list-style-type: none">■ 乳児用調製粉乳
<ul style="list-style-type: none">● 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの <p>→消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いものを対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 乳幼児を対象とした調製粉乳 フォローアップミルク等の粉ミルクを含む■ 乳幼児用食品 おやつ等■ ベビーフード■ 乳幼児向け飲料 飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用■ その他 服薬補助ゼリー、栄養食品等

■ 「牛乳」の範囲及び「乳児用食品」「牛乳」の基準値について

<「牛乳」の区分に含める食品>

「牛乳」に含める食品は、乳及び乳飲料とする。

乳飲料は、乳等を主原料とした飲料であり、消費者から牛乳や加工乳と同類の商品と認識されているものを含むため。

■ 「牛乳」の区分に含める食品

牛乳



低脂肪乳



加工乳



乳飲料



乳等省令における「乳」

■ 「牛乳」の区分に含めない食品

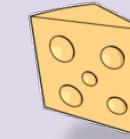
乳酸菌飲料



発酵乳



チーズ



乳等省令における「乳製品」

- 「乳児用食品」及び「牛乳」については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため万が一、流通する食品の全てが汚染されていたとしても影響のない値を基準値とする。
→ 新たな基準値における一般食品の100 Bq/kgの半分である**50 Bq/kg**を基準値とする。

■ 製造、加工食品の基準値適用の考え方

● 基本的な考え方

製造食品、加工食品については、原材料の状態、製造、加工された状態それぞれで一般食品の基準値を適用することを原則とする。

ただし、以下の①、②の食品については、コーデックス委員会のReady-to-eatの考え方を踏まえて、基準値を適用する。

① 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、水戻しを行い、食べる食品

→食用の実態を踏まえ、原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する。

注) のり、煮干し、するめ、干しふどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値を適用する。

② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→食用の実態、原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なることから、原材料の状態では基準値の適用対象としない。茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を、米ぬかや菜種などを原料とする油は油で一般食品の基準値を適用する。

経過措置の設定について

- 現在の暫定規制値に適合する食品については、安全は確保されていることから、新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないよう、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定する。
- 経過措置の対象となる食品については、消費者及び生産者に経過措置の対象となった理由と安全性について、丁寧に説明、周知を行う。



■ 基準値の食品を一定の割合で摂取した場合の被ばく線量

被ばく線量 (mSv/年)

1.0

0.9

0.8

0.7

0.6

0.5

0.4

0.3

0.2

0.1

0.0

基準値の食品を一定の割合で
摂取した場合でも、乳幼児の
被ばく量は大人の半分程度で
あり、乳幼児に十分配慮した
基準値となっている。

1歳未満

1-6歳 [男子]

1-6歳 [女子]

7-12歳 [男子]

7-12歳 [女子]

13-18歳 [男子]

13-18歳 [女子]

19歳以上 [男子]

19歳以上 [女子]

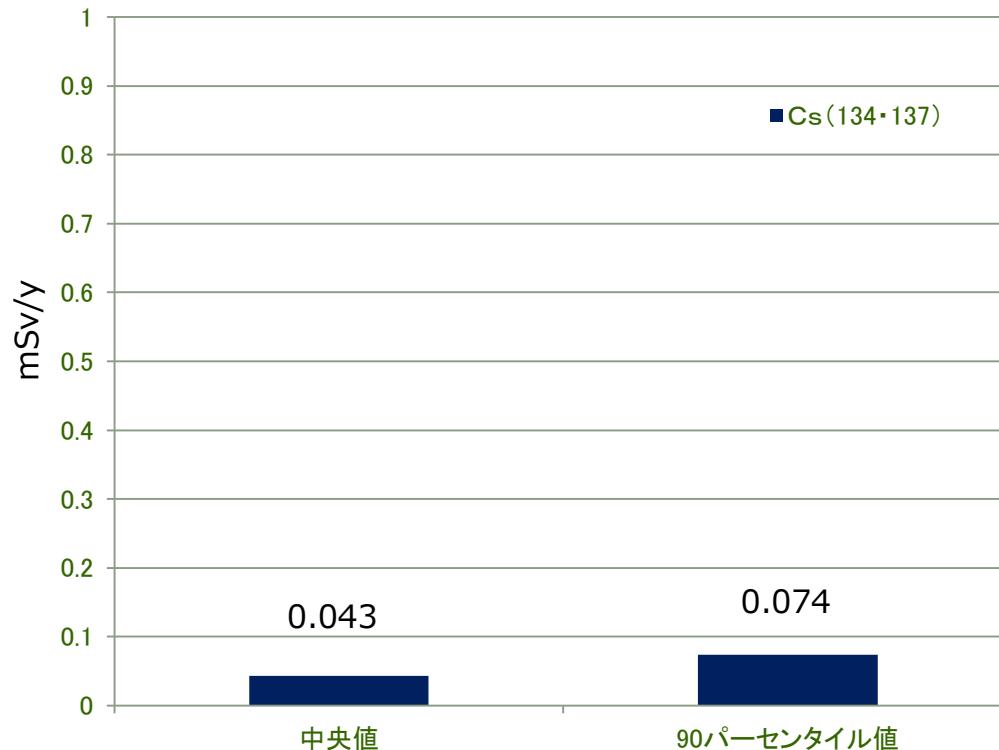
妊娠

- 基準値上限の食品を摂取し続けることは想定し得ず、実際の被ばく線量はこれより相当程度小さい値になることが想定される。

※ 「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は汚染割合100%として、「一般食品」は汚染割合50%として算出

■ 食品からの放射性物質の摂取量推計

○新しい基準値に基づく放射性セシウムからの被ばく線量の推計



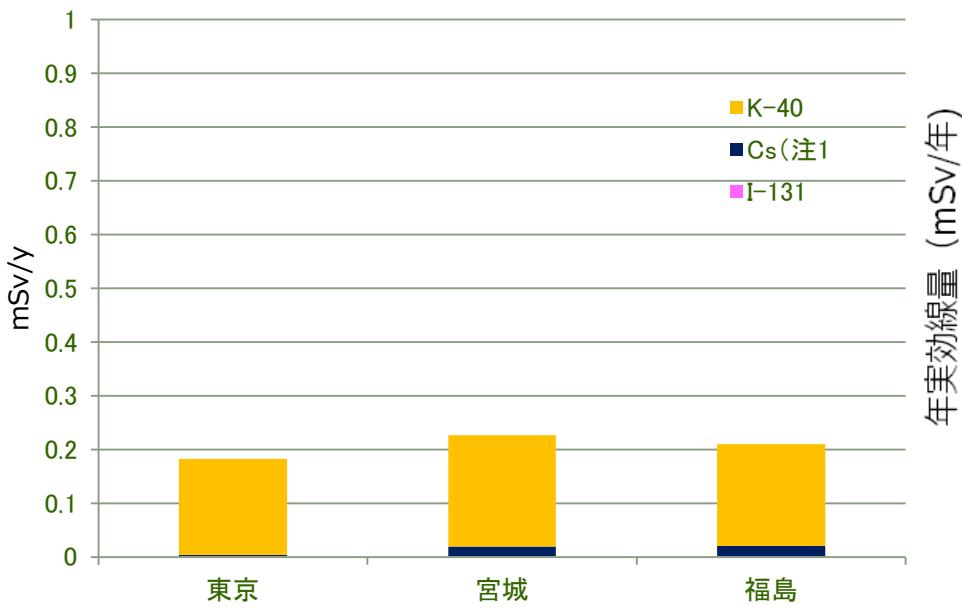
○平成23年8月1日から平成23年11月16日に厚生労働省から公表された食品中の放射性物質のモニタリングデータを用いた推計

○新しい基準値の下での実際の被ばく線量は、中央値濃度もしくは、90パーセンタイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で1年間摂取し続けたと仮定した場合、介入線量レベルの年間1ミリシーベルトに対し、小さな値になると推計される。

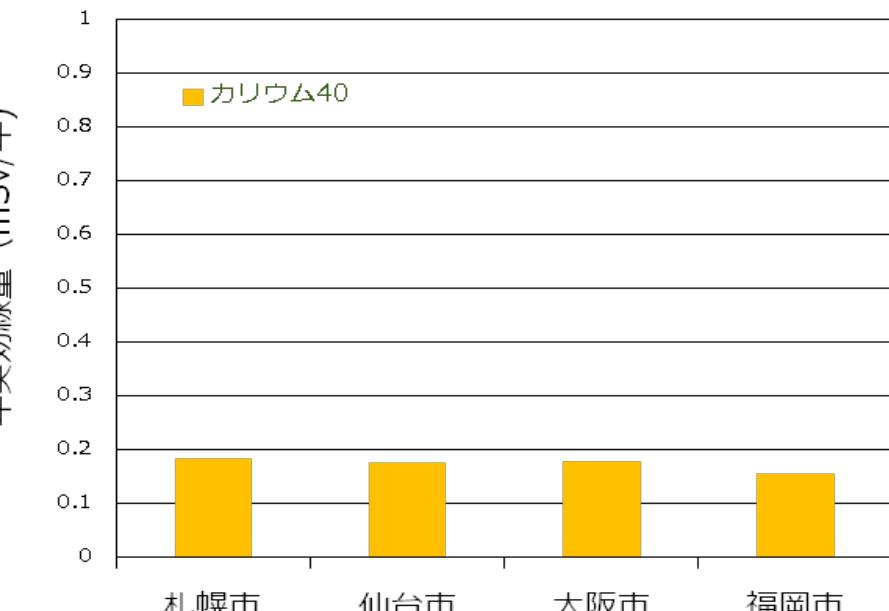
※推計では、不検出（ND）のデータはCs-134, Cs-137とも検出限界として示されている値を集計に使用。示されていない場合は、放射性セシウムとして20 Bq/kgを超えた検出限界となっているものは20 Bq/kgを使用。また、WHOのGEMS/food の考え方を参考に、食品群のうち、NDが60%以上80%未満であった食品群ではNDの半分の値、NDが80%以上であった食品群ではNDの4分の1の値を集計に使用。
※推計値は放射性セシウムからの被ばく線量のみであり、実際の被ばく線量としては、この他に、放射性セシウム以外の核種からの被ばく線量が加わる。

■ 食品からの放射性物質の摂取量推計

- 自然放射性物質であるK-40の摂取量に関しては、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故以前の試料から得られている結果と同程度
- 食品からの放射性物質の年間摂取量の推定について
- 食品からの天然放射性核種による年実効線量（平成20年度）



注1) CsはCs-134及びCs-137の総和。



- 平成23年9月及び11月に東京都、宮城県及び福島県で食品を購入。
なお、宮城県及び福島県のうち生鮮食品は可能な限り地元県産、あるいは近隣県産品を購入。
- 購入した食品を平成19年度国民健康・栄養調査の食品別摂取量平均を踏まえて調製を行い、混合し均一化したもの及び飲料水を試料として、Ge半導体検出器を用いて放射性物質（I-131、Cs-134、Cs-137及びK-40）を分析し、平均的な食生活における放射性物質の一年あたりの摂取量（mSv/man/year）を計算。

モニタリング検査における放射性セシウムの基準値超過割合

品目	超過割合	福島県						その他					
		3月～6月		7～9月		10～11月		3月～6月		7～9月		10～11月	
		暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)										
米	超過数/検査件数 (超過率)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/669 (0%)	1/669 (0.1%)	1/619 (0.2%)	8/619 (1.3%)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/2061 (0%)	1/2061 (0%)	0/503 (0%)	0/503 (0%)
野菜類	超過数/検査件数 (超過率)	159/1517 (10.5%)	310/1517 (20.4%)	0/1366 (0%)	5/1366 (0.4%)	3/1124 (0.3%)	13/1124 (1.2%)	29/2190 (1.3%)	168/2190 (7.7%)	0/1264 (0%)	0/1264 (0%)	0/1409 (0%)	0/1409 (0%)
果実類	超過数/検査件数 (超過率)	11/188 (5.9%)	71/188 (37.8%)	6/779 (0.8%)	48/779 (6.2%)	6/489 (1.2%)	49/489 (10.0%)	0/152 (0%)	0/152 (0%)	0/478 (0%)	3/478 (0.6%)	0/522 (0%)	3/522 (0.6%)
茶	超過数/検査件数 (超過率)	1/1 (100%)	※2	0/2 (0%)	※2	-/- (-) ※1	※2	42/301 (14%)	※2	29/187 (15.5%)	※2	121/1755 (6.9%)	※2
キノコ類	超過数/検査件数 (超過率)	38/212 (17.9%)	88/212 (41.5%)	15/342 (4.4%)	47/342 (13.7%)	25/324 (7.7%)	67/324 (20.7%)	0/87 (0%)	4/87 (4.6%)	2/175 (1.1%)	12/175 (6.9%)	40/708 (5.6%)	195/708 (27.5%)
牛乳	超過数/検査件数 (超過率)	0/285 (0%)	4/285 (1.40%) ※3	0/137 (0%)	0/137 (0%) ※3	0/91 (0%)	0/91 (0%) ※3	0/283 (0%)	4/283 (1.41%) ※3	0/338 (0%)	0/338 (0%) ※3	0/325 (0%)	0/325 (0%) ※3
牛肉	超過数/検査件数 (超過率)	1/47 (2.1%)	13/47 (27.7%)	56/1165 (4.8%)	122/1165 (10.5%)	2/1644 (0.1%)	18/1644 (1.1%)	0/12 (0%)	0/12 (0%)	77/8519 (0.9%)	663/8519 (7.8%)	9/26737 (0%)	131/26737 (0.5%)
魚介類	超過数/検査件数 (超過率)	51/327 (15.6%)	167/327 (51.1%)	55/872 (6.3%)	336/872 (38.5%)	33/919 (3.6%)	301/919 (32.8%)	4/487 (0.8%)	34/487 (7%)	5/705 (0.7%)	32/705 (4.5%)	6/1298 (0.5%)	30/1298 (2.3%)
上記以外	超過数/検査件数 (超過率)	9/148 (6.1%)	18/148 (12.2%)	7/450 (1.6%)	51/450 (11.3%)	43/926 (4.6%)	108/926 (11.6%)	0/136 (0%)	8/136 (5.9%)	8/809 (1.0%)	57/809 (7.0%)	3/902 (0.3%)	49/902 (5.4%)
合計	超過数/検査件数 (超過率)	270/2725 (9.9%)	671/2724 (24.6%)	139/5782 (2.4%)	610/5780 (10.6%)	113/6136 (1.8%)	564/6136 (9.2%)	75/3648 (2.1%)	218/3347 (6.5%)	121/14536 (0.8%)	768/14349 (5.4%)	179/34159 (0.5%)	408/32404 (1.3%)

※1 検査件数が0件の場合は、-/-と示した。

※2 新基準値（案）において、茶については飲用に供する状態で飲料水の基準値が適用される。

※3 新基準値（案）において、「牛乳」に区分される食品の基準値は50 Bq/kgであり、牛乳の新基準値超過については50 Bq/kgを超過した件数を示した。

■食品中の放射性物質に関する規制値の見直しに係るスケジュール見込

- 厚生労働省から食品中の放射性物質の暫定規制値を通知(平成23年3月17日)

- 厚生労働大臣から、食品安全委員会に放射性物質の食品健康影響評価を要請(3月20日)

- 食品安全委員会の食品健康影響評価書の厚生労働大臣への答申(10月27日)

- 小宮山厚生労働大臣が、閣僚懇談会で、今後の基本の方針について発言(10月28日)

- 厚生労働大臣から厚生労働省の薬事・食品衛生審議会への諮問。薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会・放射性物質対策部会合同会議において今後の論点を整理(10月31日)

- 放射性物質対策部会において、新しい基準値について議論(11月24日)

- 放射性物質対策部会において、基準値案を作成(12月22日)

- 厚生労働大臣から放射線審議会(文部科学省)への諮問・答申(12月27日諮問、現在審議中)

- パブリックコメントの実施(平成24年1月6日～2月4日)、WTOへの通報(1月中旬～2月10日)、
リスクコミュニケーションの実施(1月16日～2月28日)等

- 厚生労働省の薬事・食品衛生審議会からの答申

- 基準値の告示の公布(3月予定)

- 基準値の施行(4月予定)

■ 牛海綿状脳症(BSE:Bovine Spongiform Encephalopathy)

1. 原因(病原体)

異常プリオントンたん白質(たん白質の一種)

2. 感受性動物

牛、水牛

3. 症状

長い潜伏期間(3~7年程度)の後、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る。脳の組織にスポンジ状の変化を起こす。治療法はない。

4. 診断法

脳から異常プリオントンたん白質を検出することにより診断。
生前診断法はない。

5. 感染経路

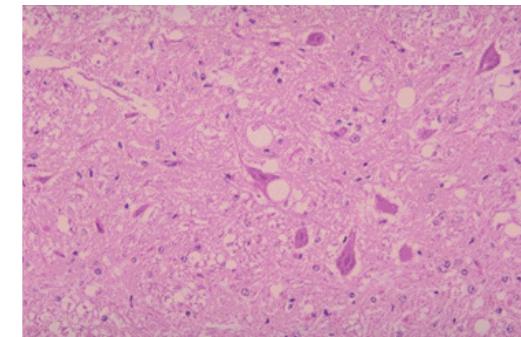
BSE感染牛を原料とした肉骨粉^(注)を飼料として牛に給与することにより、感染が拡大。
→ BSE発生防止には飼料規制が重要。

(注) 肉骨粉とは、食肉処理の過程で得られる肉、皮、骨等の残さから製造される飼料原料。
BSE感染牛の特定危険部位が混入する可能性あり。

6. ヒトへの感染

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)は、BSEの異常プリオントンたん白質の摂取が原因と考えられている。平成23年(2011年)1月までに、vCJD患者数は世界全体で222人(うち英国174人)。

Photo: BSE罹患牛の延髄(脳の一部)



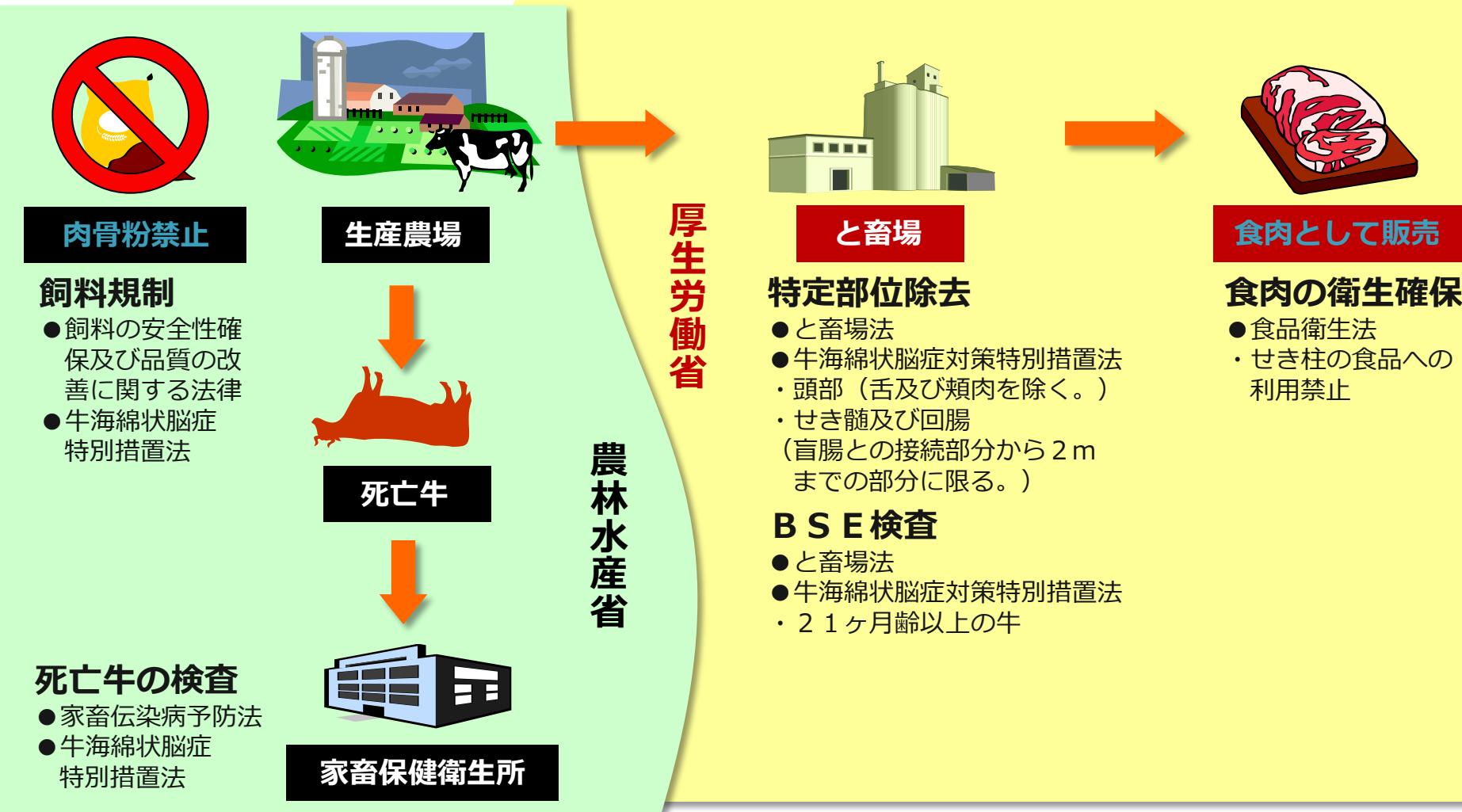
(x200)

神経細胞及び周囲の神経網に空胞が見られる。

〔出典：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所HP〕

■ 国内BSE対策の概要

●飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）^(注) >

(注) 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。

国産牛のBSE対策の経緯

平成13年 (2001)

- ・ 9月 10日
- ・ 10月 4日
- ・ 10月 18日～

国内において1頭目のBSE感染牛確認（農）

肉骨粉飼料完全禁止（農）

と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査（厚）

特定部位（全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、扁桃及び回腸遠位部）の除去、焼却の義務づけ（厚）

平成14年 (2002)

- ・ 6月 14日

牛海绵状脳症対策特別措置法の公布（厚、農）

平成16年 (2004)

- ・ 2月 16日～
- ・ 2月
- ・ 9月 9日

BSE発生国の牛のせき柱（全月齢）の食品への使用禁止（厚）

我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始（食安委）

我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表（食安委）

・ 特定危険部位（SRM）の除去は人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効。

・これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。等

全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問（厚、農）

・ BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等

平成17年 (2005)

- ・ 5月 6日

食品安全委員会から答申（厚、農）

牛海绵状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布（厚）

・ 検査対象月齢：零月以上→21ヶ月以上

- ・ 7月 1日

改正省令の施行（厚）

・ 21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年（2008年）7月末に終了した。

・ 8月 1日

と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッキング^(注)を禁止（厚）

^(注) と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。

平成21年 (2009)

- ・ 4月 1日～

と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッキング^(注)を禁止（厚）

^(注) と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。

- ・ 5月 26日

OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定

※都道府県等の食肉衛生検査体制：81自治体、112機関、と畜検査員2,392人（平成22年（2010年）3月末）

BSE検査頭数(と畜場)とBSE感染確認頭数

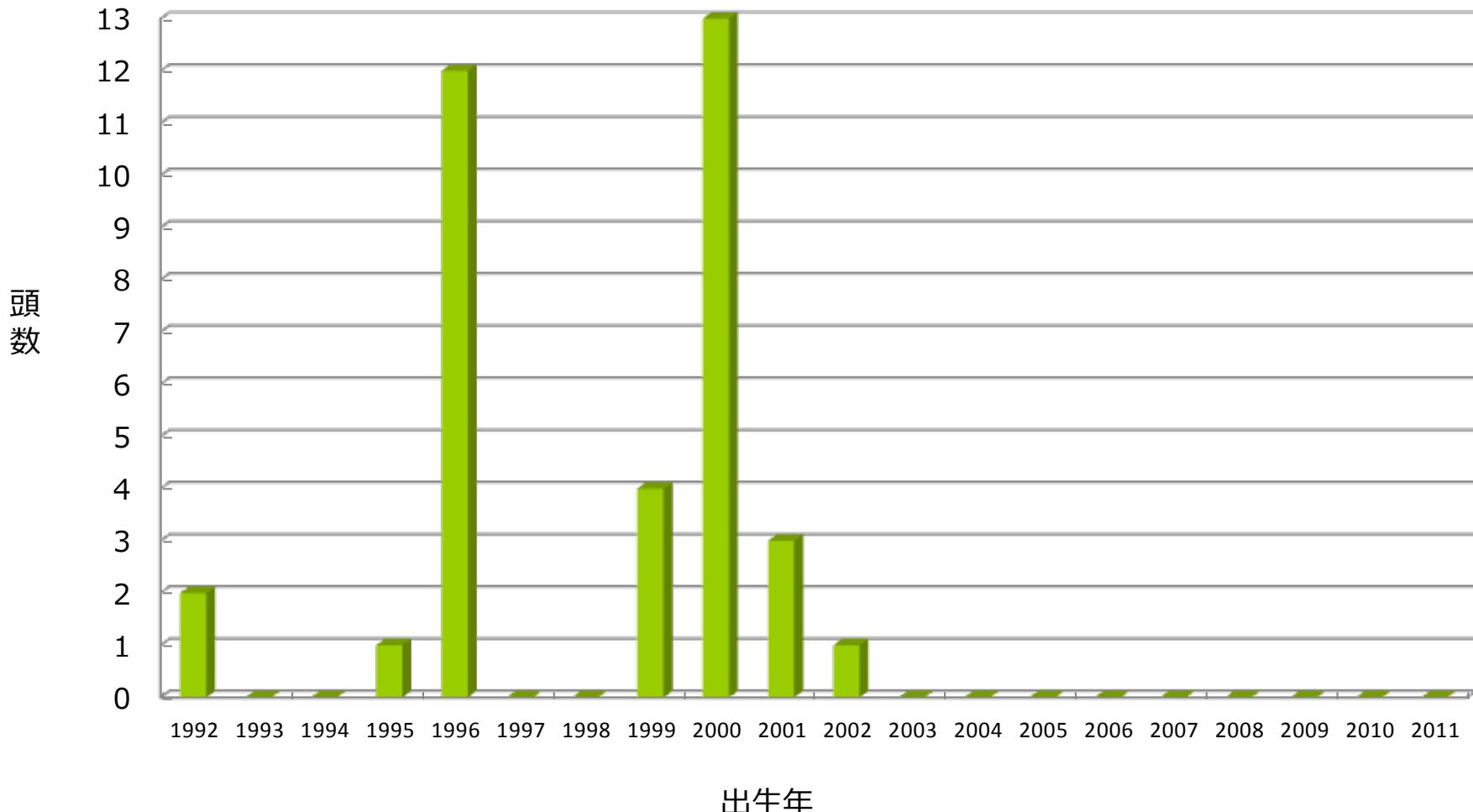
	B S E 検査頭数 (と畜場)	B S E 確認頭数 ^(注) (平成 22 年(2010年) 3月 31 日現在)	確認時の月齢				
			<21	21-40	41-60	61-80	>80
平成13年度(2001)	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年度(2002)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年度(2003)	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年度(2004)	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年度(2005)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年度(2006)	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年度(2007)	1,228,256	3(1)					3(1)
平成20年度(2008)	1,241,752	1					1
平成21年度(2009)	1,232,496	0					
平成22年度(2010)	1,216,476	0					
平成23年度(2011)9月末まで	563,721	0					
合計	12,228,890	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

(注) () はと畜場で確認された頭数。平成 13 年(2001 年) 9 月に千葉県で確認された 1 例目、死亡牛検査で確認された 14 例を含め、国内ではこれまでに 36 頭が B S E 感染牛として確認

(注) 平成 21 年度(2009 年度) 以降は、B S E 感染牛は確認されていない。

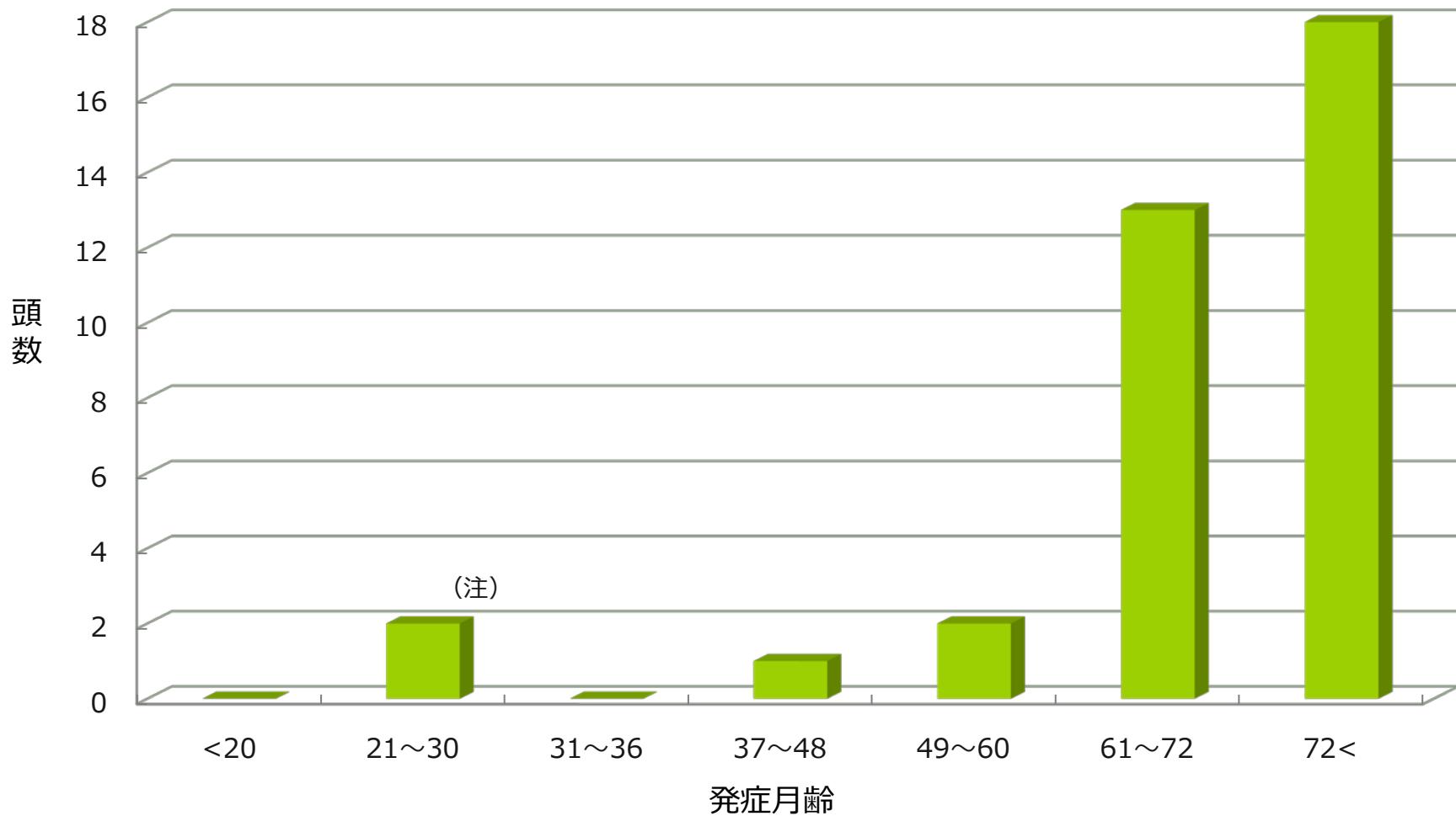
■ 国内のBSE検査陽性牛の出生年分布

- 飼料規制等の国内対策の結果、平成 15 年（2003 年）以降に出生した牛からは BSE 陽性牛は、確認されていない。



■ 国内のBSE検査陽性牛の発症月齢分布

- 一般的に、BSEは、高月齢で発症する。



(注) 30ヶ月齢以下で感染が確認された2頭については、高い感度を示すマウスを用いた感染実験において感染性は確認できなかった。

(厚生労働科学研究食品の安心・安全確保推進研究事業「食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究」)

■ 輸入牛のBSE対策の経緯

平成8年 (1996)

- ・ 3月25日
- ・ 3月26日

欧洲委員会において、全ての英國産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択
英國産牛肉・牛肉加工品の輸入中止

平成12年 (2000)

- ・ 12月22日

EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止

平成13年 (2001)

- ・ 2月15日

BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止

平成15年 (2003)

- ・ 5月21日
- ・ 12月24日

カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止

米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止

平成17年 (2005)

- ・ 5月24日
- ・ 12月 8日
- ・ 12月12日

食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮詢

食品安全委員会の答申

米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開

- ・ 牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来
- ・ 特定危険部位(SRM)はあらゆる月齢から除去

(混載事例発生のため、平成18年(2006年)1月20日から7月27日までの間、米国産牛肉等の輸入手続を停止)

平成19年 (2007)

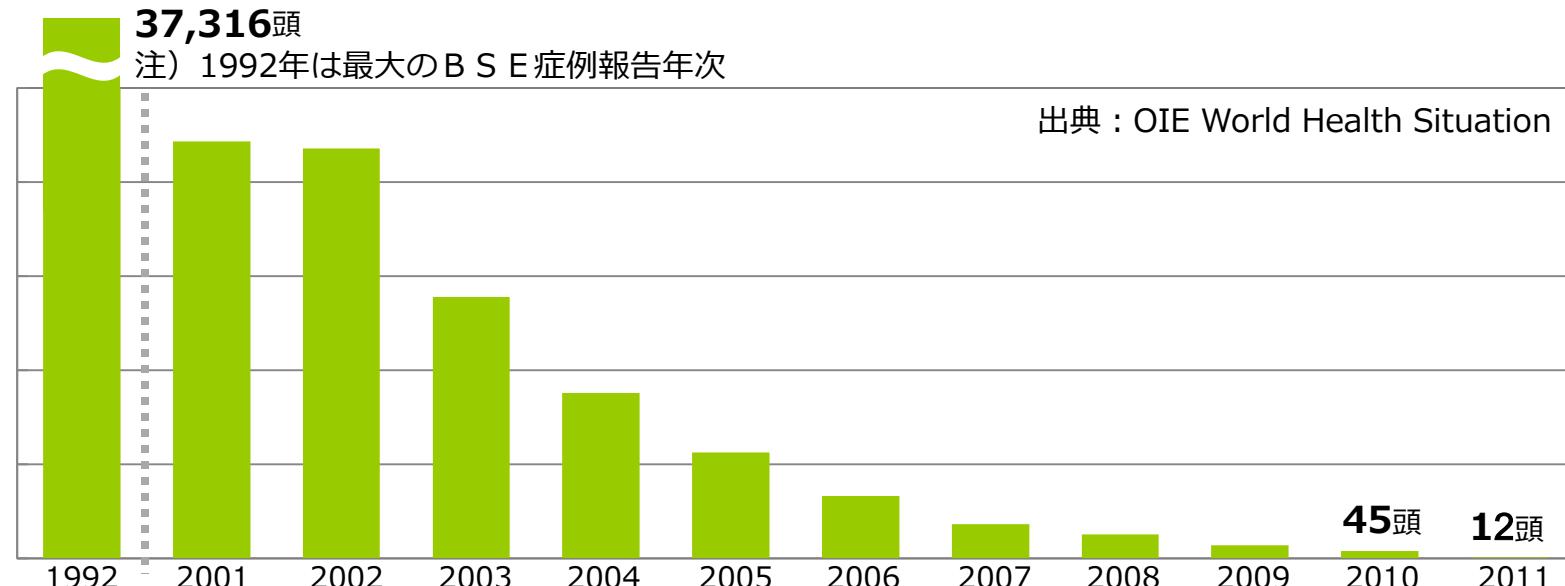
- ・ 5月20日
～25日
- ・ 6月 1日
- ・ 6月20日

OIE総会(米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定)

カナダ側から輸入条件見直し協議の要請

米国側から輸入条件見直し協議の要請
【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行

世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 ^(注1)	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	12	190,459
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	7	5,785
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(0)	(1017)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(16)
英國	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	4	184,615
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 ^(注2)	1	1	5	3	4	1	1	1	20 ^(注3)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注1) OIEによるデータ更新は2011年9月30日現在

単位：頭

(注2) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注3) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含む。

■ OIE(国際獣疫事務局)におけるBSEステータスの分類と貿易条件

ステータス	貿易条件
無視できるリスクの国 （注1） オーストラリア、ニュージーランド、 デンマーク等15ヶ国	<ul style="list-style-type: none">① とさつ前後検査に合格② 飼料規制が施行された日以降に出生した牛由来であること
管理されたリスクの国 日本（注2）、米国、カナダ、フランス、 オランダ等32ヶ国	<ul style="list-style-type: none">① とさつ前後検査に合格② ピッキング等が行われていないこと③ 特定危険部位（SRM）が除去されていること SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、30ヶ月齢超の 脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱
不明のリスクの国	<ul style="list-style-type: none">① とさつ前後検査に合格② ピッキング等が行われていないこと③ 特定危険部位（SRM）が除去されていること SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、12ヶ月齢超の 脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱

(注1) 「無視できるリスクの国」の要件は、最も遅く産まれたBSE牛の生後11年が経過していること等

(注2) 平成25年（2013年）2月、日本は「無視できるリスクの国」の要件を満たす見通し

■ 各国のBSE検査体制

	日本	米国	カナダ	EU	OIE基準
食肉検査	20ヶ月齢超 これまで 1200万頭程度実施	—	—	72ヶ月齢超 ※ブルガリア、 ルーマニアについ ては、30ヶ月齢 を超える健康牛の 検査を実施	— (注3)
発生状況 調査 ^(注1) (高リスク牛 ^(注2))	24ヶ月齢以上の 死亡牛等 これまで 78万頭程度実施	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	48ヶ月齢超の 高リスク牛 ※24ヶ月齢を超 える牛の検査を実 施している国あり	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めていない。

■ 各国の特定危険部位(SRM)の範囲

	日本 	米国 	カナダ 	EU 	OIE基準  (管理されたリスク国)
頭部	全月齢の 頭部 舌・頬肉を除き、 扁桃を含む	30ヶ月齢超の 頭蓋 (注)	30ヶ月齢超の 頭蓋	12ヶ月齢超の 頭蓋	30ヶ月齢超の 頭蓋
扁 桃		全月齢	30ヶ月齢超	全月齢	全月齢
せき髄	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	12ヶ月齢超	30ヶ月齢超
せき柱 背根神経節を含む	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 腸	全月齢の 回腸遠位部

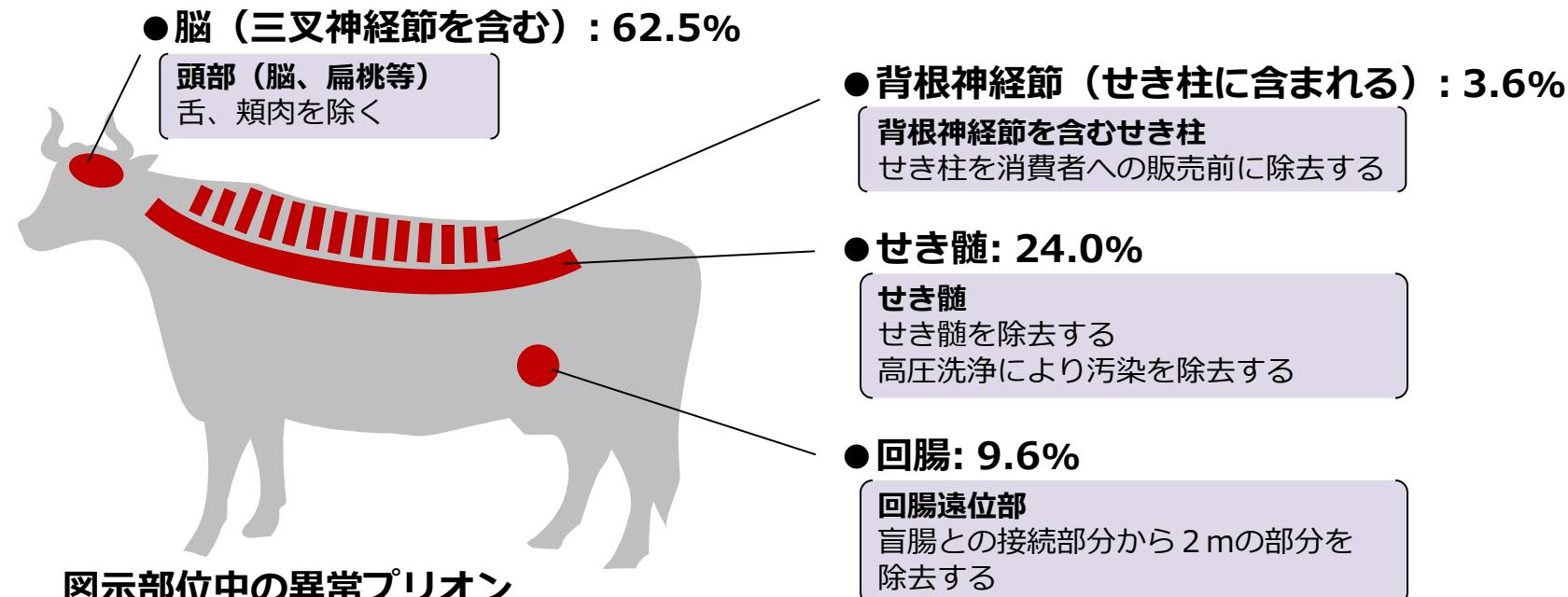
(注) 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位のこと

■ 特定危険部位(SRM:Specified Risk Material)

- 異常プリオンたん白質は、脳、せき髄、小腸などに蓄積し、これらの器官は特定危険部位（SRM）と呼ばれる。
- SRMの除去は、ヒトがvCJDに感染するリスクを低減するために重要な対策
- 我が国では、全月齢の頭部（舌、頬肉を除く）、せき柱、せき髄、回腸遠位部（盲腸との接続部分から2m）をSRMに指定

< BSE 発症牛のプリオントンの体内分布及び SRM 部位 >

出典：欧州食品安全機関「牛由来製品の残存 BSE リスクに関する定量的評価レポート（2004年）」



(): 我が国のSRM

■ 飼料規制

- 米国・・・30ヶ月齢以上の牛の脳・せき髄のすべての飼料への利用禁止（2009年）
- カナダ・・・SRMのすべての飼料への利用禁止（2007年）

		給与飼料					
		日本		米国・カナダ		EU(オランダ・フランス)	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉骨粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄

(注2) 牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用は、以前は認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。

牛海绵状脳症(BSE)対策の再評価について

- ・ BSE対策については、平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日、食品安全委員会に諮問した。

○食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問内容

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価。

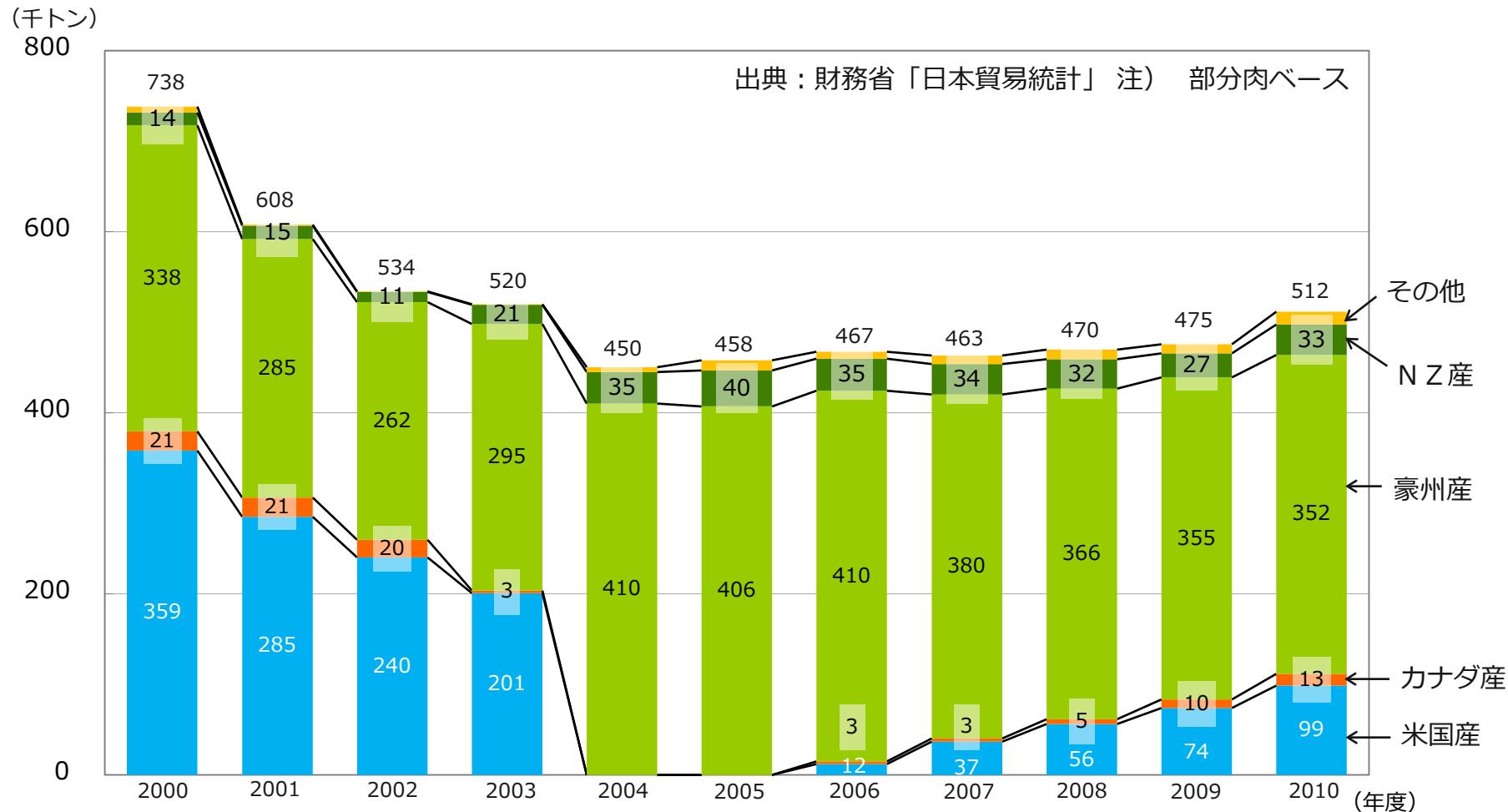
■(参考資料1) 我が国の牛肉輸入量の推移について

●米国産等の牛肉の輸入制限の結果

オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量が増加

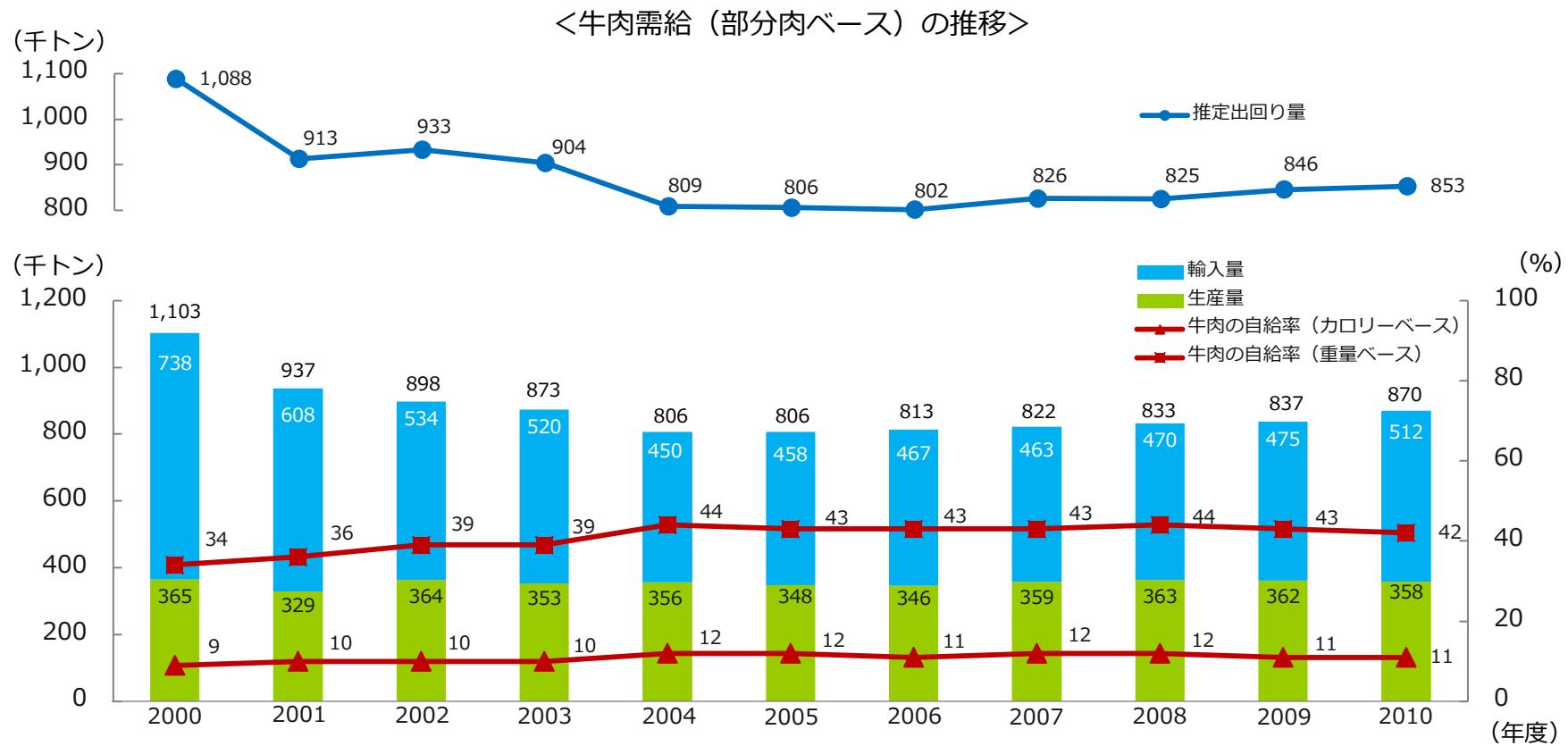
●米国産等の牛肉の輸入再開後

オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量は減少傾向が見られる。



■(参考資料2) 牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量（推定出回り量）は、我が国や米国でのBSEの発生後大幅に低下して推移し、特に輸入量が減少
- 国内生産量は35万トン前後で推移
- この結果、牛肉の自給率（重量ベース）は、40%をやや上回る水準で推移



出典：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注) 推定出回り量 = 生産量 + 輸入量 + 前年度在庫量 - 当年度在庫量

■ (参考資料3) 食品安全規制に係る国際条約及び国内法

● 食品の安全規制は、国際条約及び国内法において最新の科学的知見に基づくこと等が求められている。

1. 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（ＳＰＳ協定）

第2条 基本的な権利及び義務

2 加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第5条7に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。

第3条 措置の調和

1 加盟国は、衛生植物検疫措置ができるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。

2. 食品安全基本法第5条

食品安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

■ (参考資料4) 原発事故後の諸外国の輸入制限

- 原発事故後、中国、EUをはじめ諸外国は日本からの食品の輸入を制限している。
- こうした国に科学的知見に基づく対応を求めていく上でも、BSE対策について最新の科学的知見に基づく再評価を行うことは必要

	輸入停止	検査証明書を要求	産地証明書を要求	その他
中 国 	10都県 (注1) 全ての食品、飼料	10都県以外 の野菜及びその製品 乳及び乳製品等	10都県以外 の野菜及びその製品 乳及び乳製品等 その他の食品、飼料	●水産物については、産地・輸送 経路を記した検疫許可申請を要求
E U 	—	12都県 (注2) 全ての食品	12都県 全ての食品	●輸入国でのサンプル検査

(注1) 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉

(注2) 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡

出典：農林水産省「諸外国・地域の規制措置（12月1日現在）」

その他の国を含めた輸入制限の状況

- 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求：9ヶ国（中国、韓国等）
- 日本のすべての食品につき証明書を要求：43ヶ国（EU、インドネシア、タイ、マレーシア、ブラジル等）
- 日本的一部食品につき輸入停止又は証明書を要求：9ヶ国（米国、シンガポール、香港、マカオ、台湾等）
- 検査強化：8ヶ国（インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド等）

生食用食肉等の監視指導の徹底について

- 平成23年4月、飲食チェーン店で腸管出血性大腸菌による食中毒事件が発生。
- 従来の衛生基準に強制力がなく、事業者において十分に遵守されていない。
 - ➡ 生食用食肉(牛肉)の規格基準を策定し、昨年10月より施行。
- 薬事・食品衛生審議会の審議を踏まえ、牛レバーについて調査の結果、牛レバーの内部から腸管出血性大腸菌を確認。
 - ➡ 引き続き、薬事・食品衛生審議会で生食用牛レバーの取扱いについて審議。

▶規格基準の遵守

- これまでの監視結果、認定生食用食肉取扱者等の情報を踏まえ、規格基準の遵守について監視・指導を徹底すること。
- 特に夜間営業の飲食店については、営業時間内の監視・指導を実施すること。
- 悪質な事案については、告発等、厳正な措置を講ずること。

▶生食用牛レバーの指導の徹底

- 制度上の取扱いが決まるまでの間、①関係事業者に対して、生食用として提供しないよう指導の徹底、②消費者に対して牛レバーを生で喫食せずに、中心部まで十分に加熱をして喫食するよう注意喚起を行うこと。

▶その他

- 生食用馬肉については、衛生基準に基づき、監視・指導を実施すること。
- 他の肉や内臓については、内部まで十分加熱するよう注意喚起すること。

輸入食品の安全確保対策(厚生労働省と都道府県等との連携)

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題。

- 年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階及び③国内流通段階の3段階で対策を実施。
- 厚生労働省と都道府県等との緊密な連携が重要。

- 国内で流通する輸入食品については、輸入食品監視指導計画のほか、輸入者に対する検査命令に関する通知や WISH による輸入者毎の輸入、検査状況等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施。
- 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したとき等は、直ちに厚生労働省及び関係都道府県等に報告。
- 輸入時の水際段階の検査等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において、監視指導を適切に実施。

輸出食品について

- ・ 地域振興を図る観点から農林水産部局の主導で行われている食品の輸出については、厚生労働省においては農林水産省と連携しつつ、相手国との間で輸出のための衛生要件及び手続きを取り決めている。これに基づき、必要に応じて都道府県の食品衛生担当部局においては、施設の認定、衛生証明書の発給等の業務を実施(例:対米輸出牛肉、対EU輸出水産食品等)。
- ・ その一方、輸出先国においても、頻繁に新たな食品安全規制の導入や改訂が行われていることから、今後も円滑な輸出のための適切な対応が必要。

○ 輸出食品に係る取扱施設の認定、衛生証明書の発給など、食品の輸出に関する業務を農林水産部局、関係省庁、都道府県等との協力により適切に実施。

平成24年度食品安全部関係予算(案)の概要

○予算(案)の全体像

平成24年度予算案 13, 020百万円	平成23年度予算額 12, 703百万円	増 減 額 317百万円	対前年度比率 102. 5%
-------------------------	-------------------------	-----------------	-------------------

○主要事項

1 食品中の放射性物質対策の推進
717百万円

2 輸入食品の安全確保対策等の強化
10, 108百万円

(1)輸入食品の監視体制等の強化
1, 831百万円

(2)BSE対策など食肉の安全確保対策の推進
734百万円

3 食中毒対策の推進
74百万円

4 残留農薬等の安全確保対策の推進
1, 043百万円

(1)残留農薬等ポジティブリスト制度等の推進
875百万円

(2)食品汚染物質の安全確保対策の推進
50百万円

(3)食品用容器包装等の安全確保対策の推進
84百万円

(4)健康食品の安全確保対策の推進
33百万円

5 食品安全に関する情報提供や意見交換
(リスクコミュニケーション)の推進
11百万円

6 食品の安全確保に資する研究の推進
985百万円

医薬食品局食品安全部 施策照会先一覧

(厚生労働省代表番号 03-5253-1111)

施策事項	資料 ページ (※)	所管課室	担当係	担当者	内線
食品中の放射性物質への対応	1	基準審査課 (規格基準について)	規格基準係	課長補佐 鈴木 貴士 衛生専門官 飯塚 渉	2484 4280
		監視安全課 (検査体制について)	化学物質係	健康影響対策専門官 竹内 大輔 化学物質係員 富田 耕太郎	4241 4242
牛海綿状脳症(BSE対策)の再評価について	3	監視安全課	乳肉安全係	BSE対策専門官 今西 保 乳肉安全係長 温井 健司	2455 2476
生食用食肉の監視指導の徹底について	6	基準審査課 (規格基準について)	乳肉水産基準係	食品規格専門官 浦上 憲治 衛生専門官 仲川 玲	2488 2489
		監視安全課 (監視指導について)	食品安全係	課長補佐 鶴身 和彦 食品安全係長 味埜 圭祐	2477 2478

※資料ページはA4縦の詳細資料におけるページを記載しております。

施策事項	資料ページ	所管課室	担当係	担当者	内線
平成24年度食品安全部予算(案)の概要	8	企画情報課	経理係	課長補佐 宮原 順三 経理係長 竹内 文茂	2443 2404
輸入時の水際段階の検査	12	監視安全課輸入食品安全対策室	監視調整係	課長補佐 近藤 卓也 監視調整係長 岡崎 隆之	2474 2498
輸出国段階の衛生対策	13	監視安全課		輸出食品安全対策官 松井 保喜	4244
食中毒対策等	15	監視安全課食中毒情報管理室	食中毒対策係	食中毒対策係長 石丸 歩	4240
食品等の監視指導	23	監視安全課		課長補佐 鶴身 和彦	2477
食肉・食鳥肉の安全対策	26	監視安全課	乳肉安全係	乳肉安全係長 温井 健司	2476
輸出食品	28	監視安全課		輸出食品安全対策官 松井 保喜	4244
残留農薬等の対策	30	基準審査課	残留農薬係	課長補佐 茂野 雄城 残留農薬専門官 小川 麻子 主査 石田 一義	4273 2921 4281

施策事項	資料ページ	所管課室	担当係	担当者	内線
汚染物質等の対策	33	基準審査課	規格基準係	課長補佐 鈴木 貴士 衛生専門官 飯塚 渉	2484 4280
食品添加物の対策	35	基準審査課	添加物係	課長補佐 高橋 晓子 主査 大井 恒宏	4282 2453
組換えDNA技術によって得られた微生物を利用した添加物についての対応	39	基準審査課新開発 食品保健対策室		バイオ食品専門官 森川 博司 主査 安藤 文浩	2479 4272
器具・容器包装、おもちゃ等の対策	41	基準審査課	容器包装基準係	容器包装基準専門官 太田 美紀 主査 後藤 宏	4283 4284
健康食品の安全性確保について	43	基準審査課新開発 食品保健対策室		健康食品安全対策専門官 松本 留美	2458

施策事項	資料ページ	所管課室	担当係	担当者	内線
森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力	46	企画情報課	指導係	課長補佐 山本 英紀 指導係長 田邊 俊之	4250 2492
食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション	47	企画情報課	調整係	課長補佐 山本 英紀 調整係長 中田 舞	4250 2452
コーデックス委員会への対応	48	企画情報課国際食品室		国際調整専門官 横田 栄一	2407